

令和6年度

下呂市一般廃棄物処理実施計画

下呂市



## 目次

1. 基本的事項
2. ごみ処理計画編
  2. 1 市における一般廃棄物の処理に係る基本的事項
  2. 2 ごみ排出計画
  2. 3 中間処理計画
  2. 4 最終処分計画
  2. 5 その他ごみ減量促進の取り組み
3. 生活排水処理計画編
  3. 1 生活排水処理量計画
  3. 2 生活排水処理実施計画
  3. 3 収集・運搬計画
  3. 4 中間処理計画
  3. 5 最終処分計画
  3. 6 その他の取り組み
4. 資料編
  4. 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者（令和6年3月時点）
  4. 2 一般廃棄物処分業許可業者（令和6年3月時点）
  4. 3 一般廃棄物再生利用（再生活用）個別指定業者（令和6年3月時点）
  4. 4 一般廃棄物再生利用（再生輸送）個別指定業者（令和6年3月時点）
  4. 5 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥・雑排水異物除去装置内の夾雑物）収集運搬許可業者（令和6年3月時点）
  4. 6 浄化槽清掃業許可業者（令和6年3月時点）
  4. 7 ごみ収集日程（令和6年3月時点）
  4. 8 指定ごみ袋等の販売店（令和6年3月時点）

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 69 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により定めるものである。

## 1. 基本的事項

1. 対象区域 下呂市全域
2. 対象人口 29,371 人（令和 6 年 2 月末日時点）
3. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 2. ごみ処理計画編

※この計画において、「ごみ」の表示は、一般廃棄物のうち固形状のものを指す。

### 2. 1 市におけるごみ処理に係る基本的事項

下呂市において処理を行う一般廃棄物の基準等について下記に記す。

#### 2. 1. 1 市において処理を行う一般廃棄物の区分

可燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が可能なもの 例：生ごみ、紙類、プラスチック等
不燃ごみ	ごみ焼却施設で適正な焼却処理が困難なもの 例：ガラス類、陶磁器類
資源ごみ	資源として再生利用可能なもの 例：新聞・雑誌・段ボール、金属類、飲料用びん、ペットボトル、乾電池
粗大ごみ	破碎処理を要する大型のもの等 例：家具類、家電製品、混合素材の製品

#### ごみ収集・運搬の主体

一般廃棄物の種類	自己搬入	委託業者の 収集・運搬	許可業者の 収集・運搬（注2）
日常生活に伴って生じるもの	①可燃ごみ	○	○
	②不燃ごみ	○	○
	③資源ごみ	○	○
	④粗大ごみ	○	○
	⑤特定家庭用機器廃棄物	○	○
	⑥家庭系パソコン	○	○
	⑦携帯電話	○	○
	⑧特別管理（感染性）一般廃棄物	○	○
	⑨動物の死体	○	○
事業活動に伴って生じるもの（①～④、⑨と同等のごみ）	○	○（注1）⑨を除く	○

（注1）市からの委託業務分とする。（注2）事業の範囲に詳細があるため、その詳細内容は、それぞれの許可証に基づく。

※収集区域は市内全域とする。

※許可業者又は自己による搬入時等の搬入先は、ごみ区分に応じたそれぞれの処理施設、回収施設とする。

※特定家庭用機器廃棄物については、家電販売店で引取ができないものは、以下A又はBの手段によるものとする。

A 家電リサイクル券と一緒に下呂市の処理施設又は、指定引取場所への自己搬入（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、下呂市の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

B 市が許可した一般廃棄物処分許可業者の処理施設への自己搬入（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

※家庭系パソコンについては、以下C・D・Eいずれかの手段によるものとする。

C 一般廃棄物広域（処理）認定制度の利用

D 下呂市の処理施設への自己搬入（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、下呂市の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

E 市が許可した一般廃棄物処分許可業者の処理施設への自己搬入（市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に、一般廃棄物処分許可業者の処理施設への運搬を委託する場合は、業者の指定する方法とする。）

※携帯電話については、一般廃棄物広域（処理）認定制度の利用又は、市内の回収場所への自己搬入とする。

ごみ処分の主体

一般廃棄物の種類	市による処理	市による回収	家電リサイクル法指定施設による処理	家庭系パソコンリサイクル(注1)	市の許可業者による処理(注3)	市が指定した業者による再利用(注3)
日常生活に伴って生じるもの	①可燃ごみ	○				
	②不燃ごみ	○				
	③資源ごみ	○				
	④粗大ごみ	○				
	⑤特定家庭用機器廃棄物			○		○
	⑥家庭系パソコン(注1)(注4)		○		○	○
	⑦携帯電話(注4)		○			
	⑧特別管理(感染性)一般廃棄物					○
	⑨動物の死体(注5)	○				○
事業活動に伴って生じるもの	⑩①～④と同等のごみ	○				
	⑪木くず、竹、草(注2)	○			○(木くず)	○
	⑫ダム等排出物(注2)	○			○	○(木くず)
	⑬動物の死体(注5)	○			○	

(注1) 家庭系パソコンリサイクルとは、資源の有効な利用の促進に関する法律及び、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令による。

(注2) ⑪、⑫を下呂市のごみ処理施設へ持込むときは、事前に協議すること。

(注3) 事業の範囲に詳細があるため、その詳細内容は、それぞれの許可証又は指定証に基づく。

(注4) 市による回収は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律及び、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則による。

(注5) ⑨⑬については、2. 1. 6による。

2. 1. 2 市のごみ処理施設において処理が困難な一般廃棄物

区分	例示
爆発の危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、消火器、火薬類等
引火の危険性のあるもの	ガソリン、灯油、オイル、塗料等
感染の危険性のあるもの	注射針等
有害性物質を含むもの	薬品、農薬、劇薬等とその容器
自動車部品	ドア、タイヤ、ホイール等
自動車、自動二輪車(原動機付自転車を含む)	
建築廃材	廃木材、瓦、タイル、コンクリートブロック、レンガ等

大型、強固で処理が困難なもの及び特殊な素材のもの	ピアノ、金庫、便器、浴槽、農機具、塗料、グラスファイバー製品、ボウリング球、ドラム缶、伐根、流木
その他処理が著しく困難と認められるもの及び処理施設の機能に支障を及ぼすと認められるもの	

※建築廃材のうちコンクリートブロック、レンガ等については、少量であって、下呂市埋立処分場への埋立が可能であると市が認めたものについては、この限りでない。

## 2. 1. 3 市のごみ処理施設において一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物 条例第7条に基づき市が処理する産業廃棄物の種類及び処理の区分は下記の通りとする。

### 1. 処理する産業廃棄物の範囲

下呂市の区域内で発生したもので、一般廃棄物とあわせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がないと市長が認めたもので、市のごみ処理施設の受入基準等に適合するもの。

### 2. 処理する産業廃棄物の種類

以下に掲げるもののうち、産業廃棄物処理承認を受けたものとする。ただし、受け入れの可否については、その都度市長が決定する。

(1) 廃プラスチック類、(2) 金属くず、(3) ガラスくず（飲料用、食料用びんのみ）、(4) 廃油（動植物性廃油のみ）、(5) 紙くず、(6) 木くず、(7) 繊維くず、(8) 動植物性残渣、(9) その他特に市長が認めるもの

なお、上記に類するものであっても、下記に該当するものは処理を行わない。

①PCBが塗布されているもの及び染み込んでいるもの

②建築廃材

③廃プラスチック類のうち、廃タイヤ及び大型のもの

④水銀灯、蛍光灯

⑤有毒性、危険性、有害性、感染性、引火性のあるもの及び著しい悪臭を伴うもの

⑥事業所で使用していた小型家電製品（2. 1. 4に表すものを除く）及び特定家電製品

⑦その他市のごみ処理施設での処理が困難なもの

### 3. 産業廃棄物の処理を依頼することができる事業者

下呂市に住民登録がある個人事業主又は市内に事務所、事業所等を有する法人であって、条例第8条に定める産業廃棄物の処理承認を受けたもの。

### 4. 搬入の制限

搬入は排出者自らが行うものとし、搬入することができる産業廃棄物の量は、1日あたり最大250kg、1か月あたり2,000kg以内とする。ただし、処理承認書に搬入量について別途記載がある場合は、その記載の通りとする。また、市のごみ処理施設における事業所排出のごみ処理量が肥大化傾向となる場合には、上記、量的基準の見直しを行う。

### 5. 処理受入の拒否

市は、産業廃棄物の搬入量が承認の内容を超過している場合や、適正に分別がなされていない場合は随時受け入れを拒否することができる。

#### 2. 1. 4 一般廃棄物とみなす産業廃棄物

事業所が排出する廃棄物のうち、従業員の個人消費により発生するもの、本来業務以外で臨時的に発生する事業活動に伴わないものなど、量・質ともに家庭排出と同様形態である場合に限り、一般廃棄物として市のごみ処理施設での受け入れも容認するが、それらの受け入れを以下のとおり制限する。

区分	頻度	容量	個数	備考
可燃ごみ、資源ごみ	週1回	45ℓ以下の袋1袋まで		容認する具体的な品目例については、ホームページ等により示す。
不燃ごみ	月1回			
小型家電、日用品混合ごみ、乾電池	年1回			
粗大ごみ (小型)	同上	10個まで		
粗大ごみ (大型)	同上	5個まで		

#### 2. 1. 5 災害、火災により発生した廃棄物の処理について

火災に伴い発生した廃棄物については、罹災によって不要物へと変容したという観点により、事業活動に伴う排出ではないため、一般廃棄物として処理を行う。尚、詳細な処理方法については下記のとおりとする。

処理の時期	<p><b>【災害の場合】</b> ごみが腐敗するなどして周辺の環境に悪影響を及ぼす前に処理を行う。</p> <p><b>【火災の場合】</b> 完全に鎮火し、消防及び警察による現場検証終了後処理を開始する。公衆衛生、生活安全、防犯上の観点から、3か月以内を目安に処理を行う。</p>	
処理手数料	<p>り災証明書が発行されている場合は、申請により手数料の減免を行う。 ※減免対象となるものは市ごみ処理施設で処理できるものに限る。</p>	
分別	<p>市処理施設で処理する廃棄物</p> <p>家電リサイクル法対象品</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通常のごみ処理施設への持込基準に準じて分別を行う。</li> <li>• 木材は10cm角、長さ60cm以下に裁断する。</li> <li>• 市のごみ処理施設での処理が困難な物は受入れをしない。</li> <li>• 損壊が軽微で型番等が容易に確認できるものは、通常の特有家電製品と同様に処理する。</li> <li>• 損壊の激しいものは、小型家電製品等に準じて処理する。</li> </ul> <p>※罹災現場において、環境部職員による分別指導を行う。</p>
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本人若しくは親族等による自ら運搬又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して搬入する。なお、災害、火災時に限り、本人以外が運転する車両に本人または親族が同乗することも「自ら運搬」の範囲内とする。</li> <li>• その他の判断基準については事案ごとに定める。</li> </ul>	

#### 2. 1. 6 動物の死骸の処分について

駆除された有害鳥獣	下呂市クリーンセンターでの処理（排出者自らにより30cm以下の大きさに切断し、袋に小分けすること。）
事故死等した野生鳥獣	市処理施設では処理しない。一般廃棄物処分業許可業者へ依頼する。



## 2. 2 ごみ排出計画

### 2. 2. 1 ごみ排出計画量

区分	令和6年度計画量 (t)			令和4年度実績 (t)		
	家庭	事業所	合計	家庭	事業所	合計
可燃	4,550	3,391	7,941	4,922	3,707	8,629
不燃	112	85	197	132	5	137
資源	350	262	612	486	119	605
粗大	125	94	219	259	12	271
合計	5,137	3,832	8,969	5,799	3,843	9,642

### 2. 2. 2 集団回収計画量

品目	計画量 (t)	奨励金単価	奨励金 (千円)
紙類 (新聞、雑誌、ざつ紙、段ボール、飲料用紙パック)	530	4 円/kg	2,120
缶類 (アルミ缶、スチール缶)	20	4 円/kg	80
繊維類	55	4 円/kg	220
生きびん (リターナブルびん)	3 (4,000 本)	1 円/本	4
合計	608		2,424

※「下呂市資源回収事業奨励金交付要綱(平成21年下呂市告示第16号)」に基づく資源回収事業奨励金を交付し、PTA、ボランティア団体が実施する集団回収を促進する。

### 2. 2. 3 収集・運搬計画

区分	収集運搬計画量 (t)	収集方法	
可燃ごみ	4,309	各地域委託事業者による収集	ごみ収納ボックス等によるステーション方式と各戸収集の併用
不燃ごみ	105		
資源ごみ	329		
粗大ごみ	113		
合計	4,856		

※各地区における収集計画は資料編4. 7 ごみ収集日程に示す通り。

#### 【参考】家庭ごみの排出方法

- ・ごみは以下に示す区分に従い分別後、もえるごみは市の推奨する袋又は450以下の透明なビニー袋に無料又は有料もえるごみ処理券を貼る、もえるごみ以外のごみは市指定のごみ専用袋に氏名を記入し、収集日の午前8時までにごみ集積場所等に出すこと。
- ・ペットボトルは、450以下の透明なビニール袋に入れ、収集日の午前8時までにごみ集積場所等に出すこと。尚、ビニール袋に氏名を書く必要はない。
- ・ごみ袋の中身は8分目程度までにして、ごみが袋から溢れ出さないように口元を2箇所しっかり結ぶこと。
- ・1回の収集に出せるごみ袋は、計5袋までとする。
- ・大量のごみがある場合は分けて出すか、自ら市処理施設に持込むか、市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼すること。

・各ケースにおける排出手段の例

市の収集運搬事業でのごみ収集に対象とはならない粗大ごみ（大人1人が難なく持つことが出来ない物）を排出の場合	B、C、Dによる。	A…数回に分けての排出 B…市ごみ処理施設へ自らが直接の持ち込み C…市長の許可を受けた一般廃棄物処分許可業者の処理施設または、環境省令に示された許可を要しない事業者の施設へ自らが直接の持ち込み（ただし、それぞれ対象となる一般廃棄物に限る。）
片付け整理等の要因によって1度に大量の排出が生ずる場合	A、B、C、Dによる。	D…市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者への依頼 E…市長の許可を受けた一般廃棄物処分許可業者への依頼
市ごみ処理施設での適正処分が困難な廃棄物を排出の場合	C、D、E、Fによる。	F…広域処理認定制度・各種個別リサイクル法・その他の同種同様の特例の制度の活用（ただし、それぞれ対象となる一般廃棄物に限る。）

・一般廃棄物持ち込み処理手数料の特例について

生活に伴って生じた廃棄物のうち可燃物を、個人が直接、市ごみ処理施設に持ち込む際の排出用の袋に、次表に定める無料もえるごみ処理券または、有料もえるごみ処理券（大）または、有料もえるごみ処理券（小）を貼り付けた場合、それぞれのもえるごみ処理券の貼り付けの枚数に対し、応分の容量であると認められるときは、手数料を徴収しない。

【参考】家庭ごみ収集における分別区分及び各専用袋

区分	該当するごみ	備考
もえるごみ処理券（無料・有料）	紙、生ごみ、ゴム、皮革、プラスチック等可燃性のもので、大きさが1辺30cm以下のもの	無料のもえるごみ処理券は有効期間内のもの 45ℓ以下の透明なビニール袋にもえるごみ処理券を1枚貼付
新聞・雑誌・ダンボール専用シール	新聞、雑誌、ざつ紙、ダンボール	
飲食料用あきかん専用袋	アルミ缶、スチール缶等飲料、食品の金属製容器	
金物類専用袋	スプレー缶、金属製食器等上記以外の金属類	混合素材は除く
ガラス類・陶磁器類ほか われもの専用袋	ガラス、蛍光灯、香水等飲料用でないびん	
飲料用あきびん専用袋	飲食料用の空きびん	
乾電池専用袋	乾電池	電気製品用バッテリーは除く
ペットボトル	リサイクル可能なペットボトル	45ℓ以下の透明なビニール袋で出す
廃棄物処理利用券（粗大ごみエフ）	木製家具、ふとん等大型で可燃性のもの	可燃性のものには1点につき1枚、不燃性のものには2枚貼付
	家電製品等大型で不燃性のもの	

小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋	小型の家電製品、使い捨てライター等混合素材のもの	
あきかん・金物専用袋	※「金物類専用袋」として使用	

※表中の「あきかん・金物専用袋」で現に残存するものは、当分の間「金物類専用袋」として使用することができるものとする。

※特定家庭用機器対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は、郵便局で家電リサイクル券を購入して市のごみ処理施設へ自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して搬入するか、自ら指定引取場所へ搬入するか、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼する。

※パソコンは収集を行わない。

※不燃ごみ（新聞・雑誌・ダンボール専用シール、小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋、廃棄物処理利用券（粗大ごみエフ）の3種類を除く）の出し方、収集方法について年度中に変更する予定。変更する場合は、すみやかに市民へ周知するものとする。

#### 2. 2. 4 令和6年度一般廃棄物収集運搬業務委託業者

事業者名	担当収集区域	保有車両
有限会社 益田清掃社	小坂地域	塵芥車 2 t : 1台 3.0 t : 1台、3.05 t : 1台 ダンプ、トラック 4 t : 1台 0.35 t : 1台 コンテナ車 3 t : 1台 6.3 t : 1台 その他 2台
有限会社 中澤クリーン社	萩原地域 馬瀬地域	塵芥車 4.15 t : 1台 2.7 t : 1台 2.6 t : 1台 2.45 t : 1台 ダンプ、トラック 2 t : 1台 3 t : 1台 コンテナ車 3 t : 1台
株式会社 下呂キャリー	下呂地域	塵芥車 3.3 t : 1台 3.2 t : 1台、2.65 t : 1台 2.6 t : 1台 2.45 t : 1台 ダンプ、トラック 2 t : 3台 0.35 t : 2台
クリーン金山有限会社	金山地域	塵芥車 4.1 t : 1台 3 t : 1台 2.3 t : 1台 2.5 t : 1台 ダンプ、トラック 4.45 t : 1台 2 t : 2台 0.35 t : 1台 コンテナ車 3.7 t : 1台

## 2. 3 中間処理計画

### 2. 3. 1 市のごみ処理施設への搬入計画量

令和6年度計画量 (t)

区分/搬入形態	委託	許可・自己搬入	合計
可燃ごみ	4,550	3,391	7,941
不燃ごみ	112	85	197
資源ごみ	350	262	612
粗大ごみ	125	94	219
合計	5,137	3,832	8,969

令和4年度実績 (t)

区分/搬入形態	委託	許可・自己搬入	合計
可燃ごみ	4,922	3,707	8,629
不燃ごみ	132	5	137
資源ごみ	486	119	605
粗大ごみ	259	12	271
合計	5,799	3,843	9,642

#### 【参考】ごみ処理施設の委託事業者

市処理施設におけるびん・かん類、ペットボトルの再資源化処理業務、受付業務（計量・分別指導、処理手数料徴収等）、可燃性粗大ごみの切断、不燃性粗大ごみの選別や解体等といった作業の補助的業務を以下の業者に委託する。

施設名	委託業者	業務内容
下呂市クリーンセンター	株式会社 下呂キャリー	受付、再資源化処理業務
下呂市北部リサイクルセンター	有限会社 中澤クリーン社	受付、再資源化処理業務
下呂市南部リサイクルセンター	クリーン金山 有限会社	受付業務
下呂市ペットボトルリサイクルセンター		再資源化処理業務

## 2. 4 最終処分計画

### 2. 4. 1 下呂市一般廃棄物最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立容積	埋立対象物	備考
下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場	下呂市夏焼 109 番地	28,000 m <sup>3</sup>	一般廃棄物焼却灰、ビン類等破砕くず、し尿等汚泥焼却灰及び上水乾燥汚泥	
下呂市埋立処分場	下呂市金山町岩瀬 1371 番地	126,465 m <sup>3</sup>	建設廃材（工作物を自ら解体する場合に発生し、下呂市クリーンセンターへ搬入する再生不可能なコンクリート塊、瓦、タイル、レンガ等）	
下呂市一般廃棄物最終処分場	下呂市萩原町四美 882 番地	56,680 m <sup>3</sup>	一般廃棄物焼却灰、ビン類等破砕くず、し尿等汚泥焼却灰及び上水乾燥汚泥	令和 3 年 3 月 31 日をもって埋立期間終了

### 2. 4. 2 区別年間最終処分計画量

種別	搬入元施設	R6 埋立計画量 (t)	R4 埋立実績量 (t)
焼却灰	下呂市クリーンセンター	818	1,150
	下呂市中山浄化園		0
破砕くず	下呂市クリーンセンター	197	106
	下呂市北部リサイクルセンター		30
合計		1,015	1,286

### 2. 4. 3 埋立方法等

#### ○下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場

- ・トラックスケールで計量後埋め立てる。
- ・浸出液が発生した場合は、外部へ搬出し適正に処理する。

### 2. 5 その他ごみ減量促進の取り組み

- ・広報・啓発活動：マイバック運動の推進や 3R：Reduce（ごみを減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（再資源化する）を啓発し、ごみ減量化を促す。
- ・不法投棄の防止：パトロールを定期的実施し、警察等の関係機関と連携して防止活動を展開する。
- ・地域環境美化活動の推進：自治会など地域が行う環境美化活動で回収したごみを無料で収集するため、「地域環境美化シール」を申請により配布する。なお、分別区分や排出方法は、通常のごみ収集と同様とする。
- ・生ごみの堆肥化、コンポストの推進を行う。
- ・雑がみリサイクルの推進を行う。
- ・食品ロスの削減：「3010 運動」の推進と、小中学校を中心に各種団体への出前講座を積極的に行う。

### 3. 生活排水処理計画編

この計画書において、し尿・浄化槽汚泥に係る各数値は、雑排水異物除去装置内の夾雑物を含む。

#### 3. 1 生活排水処理量計画

区分	R6 計画量 (k1)	R4 実績量 (k1)
し尿	826	1,523
浄化槽汚泥	7,837	8,859
農業集落排水汚泥	1,007	1,527
合計	9,670	11,909

#### 3. 2 生活排水処理実施計画

処理区分	処理区域	R6 計画処理人口 (人)
し尿・単独浄化槽	市全域	3,494
合併処理浄化槽	下水道処理区域、農業集落排水処理区域、小規模集合排水処理区域を除く全域	4,105
小規模集合排水	小坂地域 鹿山処理区、中重処理区	63
	萩原地域 和田処理区	
農業集落排水	小坂地域 無数原処理区、湯屋処理区	5,612
	萩原地域 宮田処理区、奥田洞処理区、羽根処理区、四美処理区	
	金山地域 金山中央処理区、金山西処理区、金山南処理区、金山北処理区	
公共下水道	小坂地域 小坂処理区	16,083
	萩原地域 上呂処理区、萩原処理区	
	下呂地域 幸田処理区、湯之島処理区、下呂南部処理区、竹原処理区	
	金山地域 金山処理区	

#### 3. 3 収集・運搬計画

種類	計画量 (k1)	収集形態	収集回数	収集方法
し尿	826	収集運搬業許可業者による収集運搬	下記し尿汲取収集計画表による	バキューム式収集運搬車による戸別方式
浄化槽汚泥	7,837		年1回以上	バキューム式収集運搬車及び汚泥濃縮機能清掃収集運搬車による戸別方式
農業集落排水汚泥	1,007			

し尿汲取り収集計画表

区域名	地区名	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	収集運搬許可事業者
萩原地域	下記以外の萩原地域	○			○		(有)益田清掃社
	尾崎1区・山之口	毎月第2及び第4の木曜日					
小坂地域	大島・小坂町・坂下・長瀬	○			○		
	岩崎・門坂・無数原・大垣内	○					
	赤沼田・落合・湯屋・大洞				○		
下呂地域	東上田・少ヶ野・森(宮本・松原)	○					
	湯之島・森(殿町・本町・桜町)		○				
	幸田・小川・三原(※1)・森 (塚田・上森・砂場・大洞)				○		
	竹原地区					○	クリーン金山(有) ※2 下呂市中山 浄化園から大字 門原との境界ま での範囲
	上原地区		○				
	三原の一部箇所(※2)		○				
	中原地区		○				
金山地域	全地区			○			
馬瀬地域	全地区				○		

### 3. 4 中間処理計画

#### 3. 4. 1 処理施設の概要

施設名	所在地	し尿等処理方式	公称能力
下呂市中山浄化園	下呂市三原 458 番地	好気性消化処理方式	66 kℓ /日

脱水処理後の汚泥は、下呂市クリーンセンターの焼却設備に投入する。(施設からの運搬は、直営で行う。)

#### 3. 4. 2 搬入される廃棄物(し尿・汚泥)の計画量

区分	R6 計画量 (kℓ)	R4 実績量 (kℓ)
し尿	826	1,523
浄化槽汚泥	7,837	8,859
農業集落排水汚泥	1,007	1,527
合計	9,670	11,909

### 3. 5 最終処分計画

ごみ処理実施計画 最終処分計画に記載のとおり。

### 3. 6 その他の取り組み

広報・啓発活動：浄化槽設置者の3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)を住民に周知徹底させる。

4. 資料編

4. 1 一般廃棄物収集運搬業許可業者（令和6年3月時点）

許可番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類	収集区域	保有車両（参考）
環境許可 第103号	下呂市森721番地1 有限会社 益田清掃 社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する分を除く）	下呂市のうち萩原地域、 小坂地域及び下呂地域	塵芥車 3台 ダンプ、トラック 2台 コンテナ車 2台 その他 2台
環境許可 第105号	下呂市金山町 渡246番地2 クリーン金山 有限会社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する分を除く）	下呂市のうち金山地域 及び馬瀬地域	塵芥車 4台 ダンプ、トラック 3台 コンテナ車 1台
環境許可 第106号	下呂市森1329番地3 株式会社 マテリアル東海	A：許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する分を除く） B：許可区域内から発生する特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物 C：許可区域内から発生する流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む） D：許可区域内から発生する特別管理一般廃棄物のうち感染性一般廃棄物	A：下呂市のうち萩原地域及び下呂地域、但し、パソコン（本体及び周辺機器）については、下呂地域に限る B：下呂市のうち下呂地域 C：下呂市のうち下呂地域及び萩原町西上田1070番地2、中部電力（株）瀬戸第一ダム排出集積場 D：下呂市のうち萩原地域及び下呂地域	塵芥車 1台 ダンプ、トラック 11台 コンテナ車 3台 その他 1台
環境許可 第107号	高山市岡本町 3丁目418番地 有限会社 東海美装	指定した事業所から発生する事業系一般廃棄物	下呂市小坂町坂下350番地1 中部電力株式会社飛騨電力センター	その他 1台
環境許可 第108号	下呂市少ヶ野 1397番地8 株式会社 下呂キャリア	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する分を除く）	下呂市のうち下呂地域 及び金山地域	塵芥車 5台 ダンプ、トラック 5台



環境許可 第 109 号	下呂市萩原町尾崎 660 番地 64 有限会社 中澤クリーン社	許可区域内から発生する一般廃棄物（下呂市が直営又は業務委託により実施する分を除く）	下呂市のうち萩原地域、馬瀬地域及び小坂地域	塵芥車 4 台 ダンプ、トラック 3 台 コンテナ車 1 台
環境許可 第 111 号	下呂市金山町 下原町 24 番地 1 金山土木協業組合	①ダムから排出された一般廃棄物 ②ダムから排出された流木（流木に付着した草、及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む）	中部電力株式会社の下原ダム・新七宗発電所取水口・馬瀬川第二ダムの各排出集積場	ダンプ、トラック 4 台

#### 4. 2 一般廃棄物処分業許可業者（令和 6 年 3 月時点）

許可番号	事業者名	事業の区分	取り扱う一般廃棄物の種類
環境許可第 201 号	下呂市森 1329 番地 3 株式会社マテリアル 東海	中間処理	<p>①特定家庭用機器再商品化法の対象となる一般廃棄物のうち、エアコン・ブラウン管式テレビ・液晶テレビ・洗濯機（乾燥機との一体型を含む）</p> <p>②資源の有効な利用の促進に関する法律の対象となる一般廃棄物のうち、パソコン（本体及びその付属品）</p> <p>③流木（流木に付着した草及び流木の幹に一体の葉、枝、根を含む）</p> <p>④特別管理一般廃棄物のうち、感染性一般廃棄物</p> <p>⑤動物の死体のうち、市クリーンセンターでの処理困難物</p> <p>⑥木くず</p> <p>⑦ダム、道路側溝等から排出された一般廃棄物</p> <p>⑧金属くず、廃プラスチック類、ガラス類の混合物</p> <p>⑨動物のふん尿</p> <p>⑩上記①から⑨以外で市クリーンセンターでの処理困難物に限る</p> <p>※ただし、⑩については、都度市に確認のうえ処理すること。</p>

4. 3 一般廃棄物再生利用（再生活用）個別指定業者（令和6年3月時点）

指定番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類
環境指定第1号	下呂市小坂町門坂 1216 番地 株式会社ウッドリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず（流木、倒木、伐採木、廃木材）</li> <li>※流木、倒木、伐採木：①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮</li> <li>※廃木材：⑦腐食部分、⑧樹皮、⑨剪定枝葉、⑩板・木材片、⑪柱・梁類、⑫家具類、⑬木製品、⑭その他木類</li> <li>・竹</li> <li>・草（特定外来種植物は除く）</li> </ul>
環境指定第2号	下呂市金山町菅田桐洞 2873 番地 株式会社加藤組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、その他廃木材）</li> <li>※流木、倒木、伐採木、枝葉：①幹、②根株、③枝、④葉、⑤腐食部分、⑥樹皮</li> <li>※その他廃木材：⑦板・木材片、⑧柱・梁類、⑨その他木類</li> <li>・竹（根は除く）</li> <li>・草（特定外来種植物は除く）</li> </ul>
環境指定第3号	下呂市金山町岩瀬 1326 番地 6 株式会社金山チップセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず（流木、倒木、伐採木、枝葉、廃木材等）</li> <li>・竹</li> </ul>
環境指定第4号	下呂市森 1329 番地 3 株式会社マテリアル東海	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品廃棄物</li> <li>②木くず（流木を含み、樹木の幹、樹皮、腐食部分、木端）</li> <li>③葉、枝、根（樹木の葉、枝、根）（流木の幹に一体の物やダム、道路側溝等排出物を含む）</li> <li>④草（特定外来生物（植物）を除く）</li> <li>⑤動物のふん尿</li> </ul>

4. 4 一般廃棄物再生利用（再生輸送）個別指定業者（令和6年3月時点）

指定番号	事業者名	取り扱う一般廃棄物の種類	保有車両（参考）
環境指定第5号	下呂市森 1329 番地 3 株式会社マテリアル東海	<ul style="list-style-type: none"> <li>①食品廃棄物</li> <li>②木くず（流木を含み、樹木の幹、樹皮、腐食部分、木端）</li> <li>③葉、枝、根（樹木の葉、枝、根）（流木の幹に一体の物やダム・道路側溝等排出物を含む）</li> <li>④草（特定外来生物（植物）を除く）</li> <li>⑤動物のふん尿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>塵芥車 1台</li> <li>ダンプ、トラック 10台</li> <li>コンテナ車 3台</li> <li>その他 4台</li> </ul>

4. 5 一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥・雑排水異物除去装置内の夾雑物) 収集運搬業許可業者 (令和6年3月時点)

許可番号	事業者	取り扱う一般廃棄物の種類	収集区域	保有車両
環境許可第101号	下呂市東上田 1252番地2 有限会社 下呂環境	し尿、浄化槽汚泥、 雑排水異物除去装 置内の夾雑物	下呂市のうち下呂地 域の一部(東上田、湯 之島、幸田、森、小 川、少ヶ野、三原※ 1)の区域	バキューム車 3t:3台 その他 1台
環境許可第102号	下呂市森721番地1 有限会社 益田清掃社	し尿、浄化槽汚泥、 雑排水異物除去装 置内の夾雑物	下呂市のうち萩原地 域及び小坂地域	バキューム車 7.1t:1台、5.2t:1台 3.5t:1台、3t:1台 汚泥濃縮車 1.6t:1台 強力吸引車 2.5t:1台 ダンプ・トラック 6.3t:1台、3t:1台 4t:1台、0.35t:1台 その他 1台
環境許可第104号	下呂市金山町 渡246番地2 クリーン金山 有限会社	し尿、浄化槽汚泥、 雑排水異物除去装 置内の夾雑物	下呂市のうち金山地 域、馬瀬地域及び下 呂地域の一部(竹原 地区、上原地区、中 原地区、及び三原の 一部箇所※2)の区 域	バキューム車 10.6t:1台、7t:1台 5t:1台、3.7t:1台 汚泥濃縮車 1.6t:1台

※1 下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く。

※2 下呂市中山浄化園から門原との境界までの範囲。

4. 6 浄化槽清掃業許可業者 (令和6年3月時点)

許可番号	事業者	処理区域
環境許可第301号	下呂市東上田1252番地2 有限会社 下呂環境	下呂地域のうち下呂地区の一部(東上田、湯之島、幸田、森、小川、少ヶ野、三原※)の区域 ※三原は、下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲を除く
環境許可第302号	下呂市森721番地1 有限会社 益田清掃社	下呂市のうち萩原地域及び小坂地域
環境許可第303号	下呂市金山町渡246番地2 クリーン金山有限会社	下呂市のうち金山地域、馬瀬地域及び下呂地域の一部(竹原地区、上原地区、中原地区及び三原の一部箇所※)の区域 ※下呂市中山浄化園から大字門原との境界までの範囲

4. 7 ごみ収集日程

各地区におけるごみ収集計画は、各地区の令和6年度ごみ収集カレンダーによる。

4. 8 有料もえるごみ処理券及び指定ごみ袋等の販売店

有料もえるごみ処理券及び指定ごみ袋等の販売については、下呂市と「下呂市指定ごみ収集専用袋等取扱業務委託契約書」を締結した事業所にて販売しています。